

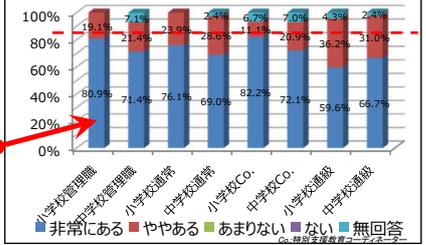
発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業

①発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 平成29年度予算額 201百万円(平成28年度予算額 100百万円)

背景

- ① 校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が重要となる。
- ② また、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、教科毎に、学習上つまづくポイントを意識した指導方法が求められる。
- ③ 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、9割以上の教員が効果があると認識(平成26年3月国立特別支援教育総合研究調査)。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組が求められている。

<質問:通級による指導に効果があると思いますかに対する回答>



◎ 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 65百万円(新規)

・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

27地域等(学校経営スーパーバイザーの配置 27人)

(事業内容) 特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、
 ○発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究(合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方)
 ○学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など



◎ 発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業 87百万円(新規)

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまづくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまづくポイントに対する教授方法の開発を行う。

16地域等(教科教育スーパーバイザー等 約32人配置)

(事業内容) ○学習上のつまづきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究
 ○学習上のつまづきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発 など



◎ 通級による指導担当教員等専門性充実事業 49百万円

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 14地域

(事業内容) ○通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
 ○教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
 ○通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



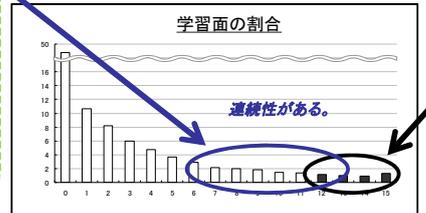
発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業

②発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業 平成29年度予算額 76百万円(平成28年度予算額 486百万円)

背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文部科学省調査)
- ② 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要**。
- ③ 各学校段階のライフステージに応じた切れ目ない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要**。

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



◎ 系統性のある支援研究事業 63百万円

・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を行う。

15地域(学校間連携コーディネーターの配置 約45人)

(事業内容)
 ○引継ぎを意識した個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成方法の研究
 ○進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
 ○児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



◎ 放課後等福祉連携支援事業 13百万円

・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。

5地域(放課後等福祉連携調整員の配置 5人)

(事業内容)
 ○保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
 ○学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築 など



特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 (平成28年度予算額 : 55,503千円)
平成29年度予算額 : 46,925千円

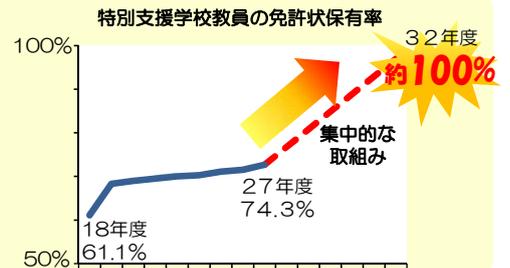
【目的】

特別支援学校教諭等免許状の取得のため、講演会などの取り組みを平成32年度までに集中的に実施することにより、特別支援学校教員の専門性の向上を図る。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (答申)

(平成27年12月中央教育審議会)

- 特別支援学校の教員は(中略)これまで以上に特別支援学校教員としての専門性が求められている。
- このため、免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、**おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有すること**を目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。



現在の“伸び率”では、平成32年度までに「おおむね全ての教員が免許状保有」は難しい状況のため、各教育委員会や法人・大学等と連携しながら、総合的に取り組むことが必要。

【教育委員会等の取組】

- ・特別支援学校教諭等免許状の取得率調査を毎年実施(年1回実施)
- ・各教育委員会に対し、取得率おおむね100%に向けた年次計画の策定を依頼(H28.8通知)
- ・各教育委員会の人事担当等に対し、採用・配置の配慮を依頼(H28.8通知、協議会等)
- ・特総研や放送大学において、ネット配信による認定講座を開講(特総研は、H28より新規開講)

上記に加えて、

- 自費での認定講座の開講が困難な大学等や取得率の低い都道府県等に対し、開講支援を集中的に実施
- 通信教育(ネット配信等)による公開認定講座が可能な教員養成課程を持つ大学へ開講支援を集中的に実施



特別支援教育に関する実践研究充実事業 (平成28年度予算額 : 9,848千円)
平成29年度予算額 : 30,000千円

1 趣旨

- (1) 近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態に応じた指導がより強く求められるようになってきている。
また、現在、中央教育審議会で審議が行われている次期学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現(「アクティブ・ラーニング」の視点)など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示されている。
こうしたことから、平成32年度からの新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。
- (2) 加えて、障害のある子どもについては、学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域における支援を含めた多面的な支援体制を構築することが重要である。そこで、NPO等民間団体における障害児教育支援活動について、特に課題とされている分野への活動の促進等を図り、その成果を普及する。
- (3) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)において、知的障害に対する通級による指導の効果的な指導内容について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、当該方針に対応するためのモデル事業を実施する。

2 内容

- (1) 次期学習指導要領に向けた実践研究
平成32年度から準備実施される新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を行う。
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携に関する実践研究
障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。
- (3) 知的障害に対する通級による指導についての実践研究
小・中学校において実施されている「通級による指導」においては、知的障害はその対象となっていないが、通常の学級に知的障害のある児童生徒が在籍している状況を踏まえ、これらの児童生徒に対する通級による指導の有効性を検証するためのモデル事業を実施する。



【目的】

平成32年度から順次実施される新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を行う。

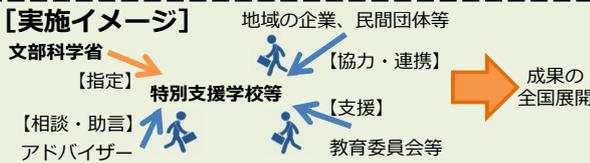
【研究課題】

中央教育審議会教育課程企画特別部会「審議の取りまとめ」での指摘事項等を踏まえ、テーマを設定し実践研究を実施する。

（テーマ例）

- 特別支援学校における地域等と連携した「開かれた教育課程の在り方」についての研究
- 「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた学習指導の改善
- 「個別の指導計画」に基づくPDCAサイクルの円滑な実施と評価方法の改善
- 「知的障害のある児童生徒のための各教科」の指導と評価の在り方（評価規準の作成、評価方法の開発）
- 主体的に学ぶ意欲を伸長する「自立活動」の指導の改善、多様な評価方法の活用
- 「重複障害者等のための教育課程」の適用の在り方
- 障害の状態等に応じた「ICT等を効果的に活用」した学習指導の改善
- 小学部・中学部段階からの連続した「キャリア教育」の在り方 など

【実施イメージ】



【実施地域・実施規模】

- ・新学習指導要領の完全実施までの間に、上記のテーマ案を参考とし、各部や障害種別を踏まえた複数のモデル校を指定し、実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校に普及する。
- ・180万円×12校

【実施スケジュール】

平成29～31年度：事業期間
（モデル校での研究）

平成30～31年度
研究成果の全国への普及

平成32年度～
新学習指導要領の円滑実施
（全国の特別支援学校へ）

※モデル校と文部科学省が連携し、協議会等で普及

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

平成29年度予算額：85百万円（前年度予算額81百万円）

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められているところであり、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要である。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたユニバーサルデザイン2020の中間とりまとめにおいては、障害者理解（心のバリアフリー）の重要性が示されており、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習を進めることで、障害者理解（心のバリアフリー）を推進し、共生社会の実現を目指す。

さらに、本事業は、specialプロジェクト2020の取組も推進するものである。

障害のある子供とない子供がスポーツ、文化・芸術活動を通し、障害者理解の推進や交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

■スポーツによる交流及び共同学習

①障害者スポーツ等の体験学習

共に障害者スポーツによる体験・交流等を通じ、障害者理解を推進する。

②障害者アスリート等との交流

障害者アスリートや義肢装具などの用具に携わる専門家を学校等に招き、交流する機会を設けるほか、障害者を支える仕事に触れることを通じ、障害に対する理解を深めるとともに、社会参加の在り方を考察する。

■文化・芸術による交流及び共同学習

①文化・芸術の体験学習

共に合奏する等の音楽活動や共に絵を描く等の造形活動など文化・芸術による体験・交流等を通じ、障害者理解を推進する。

②障害のある芸術家等との交流

障害のある芸術家、演奏家等を学校等に招き、交流する機会を設け障害者理解を推進する。

※モデル地域の設定（以下のいずれかを主たる研究事項とする）

- ①特別支援学校と幼、小・中・高等学校等との交流及び共同学習
- ②特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

※事業実施に当たっての留意点

・モデル地域においては、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進を図ること。

・小・中・高の児童生徒の発達の段階を踏まえ、障害者理解のねらいを明確にした上で、事業を実施すること。

・障害のある子供と障害のない子供それぞれの交流及び共同学習の評価の基準について検証すること。

※「交流及び共同学習」の機会については、体育、図工・美術、音楽等の教科や総合的な学習の時間等での取組が考えられる。

地域の取組を
総合的に支援

（都道府県・市
町村教育委員
会・国立大学
法人等）

委託

文部科学省

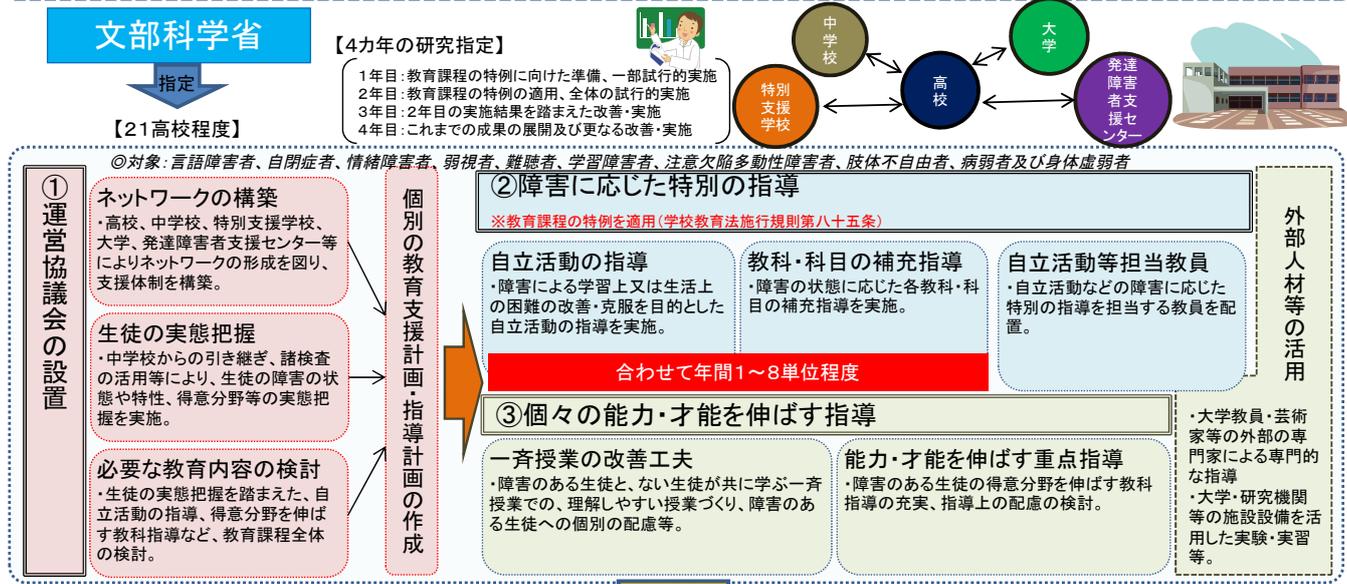
●委託先件数
26箇所

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育 充実事業 ～個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業～

(平成28年度予算額：342,744千円)
平成29年度予算額：96,439千円

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。



高等学校における特別支援教育の充実



平成30年度からの高等学校における「通級による指導の円滑な運用のために、成果を普及

学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成29年度予算額179百万円 (平成28年度予算額305百万円)

背景

- ①障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。
- ②また、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められている。
- ③これらの状況を踏まえ、これまで進めてきた学習上の支援機器等教材の研究開発に加えて、新たに支援機器等教材の選定・活用に必要となる評価指標及び学習評価方法について調査研究を行う。

◎ 学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 (134百万円)

障害の状態や特性を踏まえた教材の実用化・製品化は市場規模が小さい等の理由から進んでいない状況にあることを踏まえ、**企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、障害のある児童生徒が入手しやすい価格、障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の開発を支援する。**

【開発件数：4件(平成27年度指定継続分)】

- (事業内容)
- 児童生徒の障害等に応じた支援機器教材の開発
 - 学校・教育委員会等と連携し、より使用しやすくなるための分析、開発



◎ 学習上の支援機器等教材活用評価研究事業 (42百万円)(新規)

教員が障害の状態や特性を理解した上で、**適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器等の活用に伴う学習評価指標の研究を行う。**また、通常の学級において、支援機器等教材を必要とする児童生徒と必要としない児童生徒及び保護者に対し、教材や支援機器の充実及び活用が、障害のある児童生徒の**合理的配慮及び指導上重要であることを理解**してもらうための効果的取組について研究を行う。

(事業内容) 【教育委員会 18地域】

- 支援機器等教材を必要とする児童生徒の教材選定時における評価方法、及びその児童生徒に対する他の教材活用・効果の比較研究
- 支援機器等教材の活用に伴う学習評価方法の研究



支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

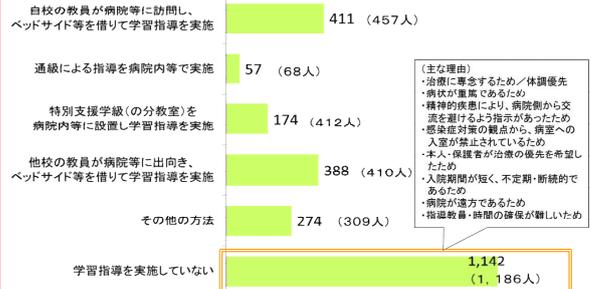
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

平成29年度予算額 69百万円（平成28年度予算額 78百万円）

平成26年5月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議等を受け、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対し、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

【改正児童福祉法に係る参議院附帯決議（平成26年5月20日）】
児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じる。

病气やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導（小・中学校の場合）



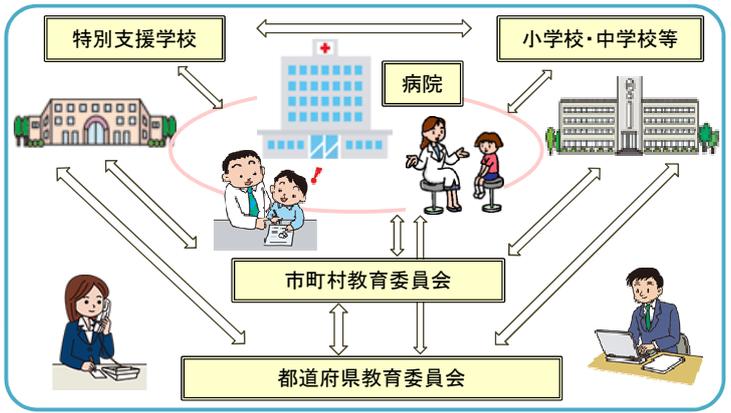
（主な理由）
・治療を急ぐため/体調優先
・病状が重篤であるため
・精神的疾患により、病院側から交流を避けるよう指示があったため
・感染症対策の観点から、病室への入室が禁止されているため
・本人・保護者が治療の優先を希望したため
・入院期間が短く、不定期・断続的であるため
・病院が遠方であるため
・指導教員・時間の確保が難しいため

○長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査より/文部科学省調べ（平成25年度実績）

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

- <事業内容> 8地域（都道府県・政令指定都市等）
- 関係機関の連携を図るための学校・病院連携支援員（コーディネーター）の配置
 - 中核的な病院のある自治体と周辺自治体の連携体制の整備
 - 入院中及び退院時の児童生徒への補充学習を行う人材（教員等）の配置
 - 入院児童生徒へのタブレット等ICT機器の配布等を行い、有効な連携方法について研究



学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成29年度予算額 45百万円（新規）

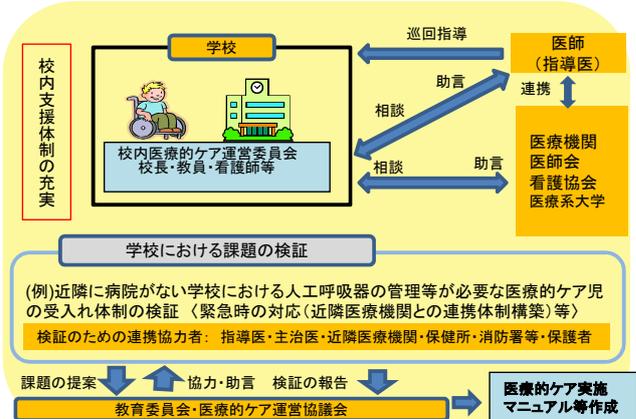
背景：医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍校が、学校において増加している。そのため、学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において高度な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会（都道府県教育委員会は域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会に本事業の一部を再委託可能。）・市町村教育委員会 ◆委託箇所：12箇所

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業（対象校：医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校及び小・中学校等）

本事業において次の内容に関し事業を実施する。

- ・医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による「学校巡回指導」、「校内医療的ケア運営委員会での助言」、「学校からの医療的ケアに関する相談に対する助言」等を通し、校内支援体制の充実を図る。
- ・また、人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- ・さらに、各学校のもつ諸条件等の検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成し、教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



児童福祉法第56条の6項第2号の施行（平成28年6月3日）に伴う医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成28年6月3日付け 厚生労働省関係局長、文部科学省初等中等教育局長通知）より抜粋

【6教育関係抜粋】

今後は、これらの基本的な考え方下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおりご配慮をお願いします。

- （中略）市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いします。
- （2）学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。（以下略）
- （3）関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いする。
- （4）（略）

○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成29年度予算額 12,209百万円（平成28年度予算額 12,909百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 負担金 6,061百万円（6,361百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 補助金 5,553百万円（5,953百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 公私立の小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 交付金 595百万円（595百万円）
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

施行日：平成29年4月1日

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

【義務教育費国庫負担金】 平成29年度予算:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減
 ・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円
 ・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円

- ・ **義務標準法改正(平成29年4月施行)**。平成29年度～38年度の10年間で、**加配定数**(平成28年度約6万4千人)の**約3割を基礎定数化**。これにより、
 - 地方自治体による、教職員の**安定的・計画的な採用・研修・配置**に寄与。
 - **発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)**や、**日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制**を充実。
- ・ **加配定数の増(395人)**により、小学校における**専科指導**等に**必要な教職員定数**を充実。

基礎定数 (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)
+473人 (少子化等に伴う定数減▲4,150人)

10年間で段階的に実施

- **障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人**
 - 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5*)
 - 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
 - ※ 基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人
- **外国人児童生徒等教育の充実 +47人**
 - 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5*)
 - 加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
- **初任者研修体制の充実 +75人**
 - 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1*)
 - (※いずれも平成28年度推計値)
- **指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**)**
 - 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。
 - (**児童生徒数の減少に伴う減)

義務標準法の改正により追加

基礎定数化

加配定数 (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)
+395人

特別支援教育	—
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保
養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人
事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人

給与関係:土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円)

特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

- 学校建物を新築もしくは増築するもの

公立学校施設整備費負担金(小・中学部)	負担割合	1 / 2※
学校施設環境改善交付金(幼・高等部)	算定割合	1 / 2
※都道府県立の養護特別支援学校		5. 5 / 10
※離島、奄美の特別支援学校(盲ろう小・中学部)		5. 5 / 10



2. 改築事業

- 構造上危険な状態にある学校建物等を建て直すもの

学校施設環境改善交付金により措置	算定割合	1 / 3※
※離島、奄美の特別支援学校(盲ろう小・中学部)		5. 5 / 10



3. 改造事業

- 既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの(老朽施設改造、バリアフリー化、トイレ改造など)

学校施設環境改善交付金により措置	算定割合	1 / 3※
※財政力指数1.00超の地方公共団体は		2 / 7
- 既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの(余裕教室や廃校等の模様替えなど)

学校施設環境改善交付金により措置	算定割合	1 / 3
------------------	------	-------



特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成29年度	平成28年度
幼稚園	6,900人	6,500人
小・中学校	48,600人	46,800人
高等学校	500人	500人
合計	56,000人	53,800人

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
 平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
 平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置について

背景

学習指導要領は、これまで概ね10カ年ごとに改訂されており、その改訂に併せて整備基準を改定してきたところである。今回の新学習指導要領に併せて、文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の「参考資料」として、平成23年4月、「教材整備指針」を示したところである。

「教材整備指針」の策定方針

- 新学習指導要領(H20改訂)を踏まえて改訂
 - ・外国語活動(小学校)、武道(中学校保健体育)などに関する教材を新規に例示
- 特別支援教育への対応
 - ・小・中学校に係る教材に「特別支援教育に必要な教材」を新たに例示
 - ・学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)の児童生徒に対する教材を例示
- 理科教材の追加
 - ・今次改訂の「理科教育等設備基準」に基づき、理科教材を新たに例示
- 教材整備の目安を例示
 - ・各市町村、学校が、具体的な整備数量を定める際の参考として、学校あたり、学年あたり、学級あたり、グループあたりの整備の目安を教材毎に例示

<過去の整備基準>

整備基準名	策定年度	学習指導要領改訂年度
教材基準	昭和42年度	昭和43・44年度
新教材基準	昭和53年度	昭和52年度
標準教材品目	平成3年度	平成元年度
教材機能別分類表	平成13年度	平成10年度

新たな整備計画

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」<平成24年度から33年度までの10年間>
 単年度措置額(普通交付税)約800億円(10カ年総額 約8,000億円)
 (小学校:約500億円、中学校:約260億円、特別支援学校:約40億円)

積算内容

- 「教材整備指針」(平成23年4月通知)に基づく例示教材等の整備に必要な経費を積算。
 - (1)既に学校が保有している教材について、更新に必要な経費
 - (2)新学習指導要領に対応するため、外国語活動(小学校)、武道の必修化(中学校)及び和楽器整備等(中学校)の整備に必要な経費
 - (3)特別支援教育の指導に必要な経費
 - (4)少額理科教材(小学校1万円未満、中学校2万円未満の理科教育等設備整備費補助金の対象とならないもの)
 - (5)技術革新に伴う電子黒板、地上デジタルテレビ等

